

一関市全国大会等出場シニア応援金交付要綱

(目的)

第1 市民のスポーツ及び芸術文化の振興に資するため、東北大会規模以上の大会等（以下「大会」という。）に、予選を経て岩手県代表又は東北地区代表として出場する者に、予算の範囲内でこの告示により応援金を交付する。

(対象とする大会)

第2 応援金の交付対象とする大会は、アマチュア大会かつ非営利的なものであって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大会とする。

- (1) スポーツ分野の大会 公益財団法人日本スポーツ協会又は同法人の加盟団体が主催する大会
- (2) 芸術文化分野の大会 企業等以外の団体が主催する大会

2 前項に規定するもののほか、市長が特に認めるものについては、応援金の交付の対象とすることができる。

(対象者)

第3 応援金の交付対象者は、第2に規定する大会に団体又は個人として出場する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大会の実施要綱等で定める出場者であって、一関市内に住所を有する者又は一関市内の団体に所属している者
- (2) 当該年度に65歳以上となる者
- (3) 大会の主催者又は他団体から遠征費等の支給を受けていない者

(応援金の額)

第4 応援金の額は、個人にあつては5,000円、団体にあつては大会出場人数に5,000円を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。

(交付申請)

第5 応援金の交付を受けようとする者は、一関市全国大会等出場シニア応援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、原則として大会の開催開始14日前までに、市長に提出するものとする。ただし、申請書受理後の交付対象者の追加は認めないものとする。

- (1) 大会の開催要項

- (2) 出場者名簿
 - (3) 交付対象者の年齢が確認できる書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第6 市長は、応援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、応援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに応援金の交付の決定を行い、通知するものとする。

(交付申請の変更及び取下げ)

第7 第6の規定により応援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、一関市全国大会等出場シニア応援金事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第2号）を速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 大会に出場しなかった場合又は出場者の人数に変更が生じた場合
- (2) 大会が開催されなかった場合

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、応援金の交付の決定の変更を行い、通知するものとする。

(応援金の請求)

第8 交付決定者は、大会が終了したときは、一関市全国大会等出場シニア応援金交付請求書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 全国大会等出場報告書（様式第4号）
- (2) 大会に出場したことを明らかにする書類

(交付決定の取消し)

第9 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、応援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により応援金の交付を受けたとき。
- (2) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であることが判明したとき。

- 2 前項の規定は、応援金の交付があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により応援金の交付の決定を全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に通知するものとする。

(応援金の返還)

第10 交付決定者は、第9の規定により応援金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、既に応援金が交付されているときは、応援金を返還しなければならない。